かなれ会計 ニュースレター7月号

納付書の送付の停止

国税庁では、2024年5月以降の送付分から一定の納税者に対し、納付書の送付を行わないこととしています。これは社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点、国税庁が掲げる「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けた行動であり、2020年4月からの大法人の電子申告の義務化2023年5月からの申告書等用紙の送付の廃止に続くものです。

●納付書が送付されないこととなる者

以下の者に対して、2024年5月以降は納付書が送付されないことになりますが、紙ベースで申告書を提出し、納付書を利用して納税をしている納税者については、今後も引き続き、納付書が送付されることになります。また、源泉所得税の徴収高計算書および消費税の中間申告書兼納付書については、今後も引き続き、納付書が送付される予定となっています。

- (1) e Taxにより申告書を提出している法人
- (2) e Taxによる申告書の提出が義務付けられている法人
- (3) e Taxで予定納税額の通知書の通知を希望した個人
- (4)納付書を利用しない以下の手段により納税をしている法人および個人
 - 「1] ダイレクト納付
 - 「2]振替納税
 - [3] インターネットバンキング等による納付
 - 「4〕クレジットカード納付
 - [5] スマホアプリ納付
 - 「6] コンビニ納付(QRコードによる納付)

●納付書を利用しない納税方法

国税庁では、今回の納付書の不送付に伴い、以下のような納税方法を紹介し デジタル化を推進することとしています。

(1) ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、e-Taxにより申告書等を提出後、事前に登録をした納税者自身の口座から指定した期日に口座引き落としにより、納税が行われる制度です。また、ダイレクト納付については、2024年4月からe-Taxで申告等をする際に、自動ダイレクトを選択することにより、一回の操作で申告等~納税手続きまでが完結する新制度が開始しています。

(2)振替納税

振替納税とは、個人事業主が事前に依頼書を提出することにより、選択をした税目(申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税)の納税額が、納税者自身の口座から口座引き落としにより納税される制度です。

(3) インターネットバンキング、クレジットカードによる納付 普段利用しているインターネットバンキングまたはクレジットカードを 利用して納税する制度であり、インターネットバンキングでは事前に e - Taxの利用開始手続きが必要となり、クレジットカード納付では専 用サイトでの手続きが必要になります。

(4) Q R コードによる納付

専用サイトで作成等をしたQRコードにより、国税庁長官が指定した納付受託者(コンビニエンスストア)で納税を行う制度です。納付可能額が30万円以下と少額であり、また、取扱いを行っているコンビニエンスストアも限られているため、今回の納付書の不送付に伴う納税方法の紹介においては紹介がされていません。

●その他のペーパレス化の流れ

(1) 申告書等用紙の不送付

2023年5月からの対応ですが、法人への申告書等用紙の送付を廃止しており、用紙が必要な者については、国税庁HPから自身で出力をして使用することを促しています。

(2) 大法人等のe-Taxによる申告書提出の義務化

2020年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人が行う法人税等および消費税等の申告書の提出については、決算報告書や科目内訳書等の添付書類も含め、e-Taxにより提出することが義務付けられています。また、2022年4月1日以後に開始する事業年度からは、通算法人(※)が行う法人税等の申告についても、同様の義務化が行われています。

※法人税法に基づいて、別の法人との間で損益の通算を行うことができる法人をいいます。

(JDLSONIC より)